

○市川会長 それでは、時間となりましたので「地方制度調査会第4回総会」を開会いたします。

委員の皆様には、大変御多用の中御出席をいただき、ありがとうございます。

本日の総会につきましては、ウェブ会議を併用する形で開催することとしております。

なお、冒頭のカメラ撮りを認めることとしておりますのでお願いいたします。

今次の調査会におきましては、昨年1月14日の第1回総会において、岸田内閣総理大臣より「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について調査審議を求める」との諮問をいただき、議論を行ってまいりました。同年12月21日の第3回の総会では、「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」を取りまとめたところです。

その後、専門小委員会においてさらに議論を重ねてまいりましたが、本日は「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申案」を議題とし、総会において決定したいと考えております。

まず始めに、本日は公務御多忙の中、松本総務大臣に御出席をいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思っております。

松本大臣、よろしくお願ひいたします。

○松本総務大臣 改めまして、第33次地方制度調査会総会の開会に当たりまして、貴重なお時間をいただいて御挨拶の機会を賜りましたことに感謝を申し上げながら、一言御挨拶申し上げたく存じます。

市川会長、大山副会長、山本委員長をはじめ、委員の皆様には大変御多忙の中、総理から本調査会に諮問があった昨年の1月以来、精力的に御審議いただいたことに深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

専門小委員会におきまして、今後の地方行政のあり方に関し、デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応、地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携、そして、大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応の3つのテーマについて議論を深めていただきました。

本日、ここに答申案、「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」につきましてお諮りいただく段に至りましたことについて、厚く御礼を申し上げ、深く敬意を表したいと存じます。

今般の新型コロナウイルス感染症対応では、全国の自治体で現場の状況や地域の実情を踏まえて様々な対応に御尽力をいただきました。ありがとうございます。そのような中、従来想定されていなかった事態が相次ぎ、国と地方の役割分担について様々な課題が指摘されました。

また、様々な分野でデジタル技術の活用の可能性が広く認識され、行政サービスのあり

方を変えていくことが期待されていると考えております。

本答申では、このような課題を踏まえ、これまで進めてきた地方分権の成果を尊重した上で、国と地方が連携してデジタル化に対応し、また、国民の命を守っていくために、どのような地方制度が求められているのかという大変深い重要なテーマに答えを示していたものと受け止めております。総務省としては本調査会の御議論を十分に踏まえまして、答申の趣旨の実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと思います。

結びに、これまでの委員の皆様様の御尽力に重ねて御礼、感謝を申し上げ、私の御挨拶としたいと思います。誠にありがとうございました。

○市川会長 大臣、ありがとうございました。

ここで松本総務大臣は次の公務のため、御退席されます。

○松本総務大臣 改めて申し上げます。皆様、本当にここまでの御尽力に御礼申し上げます。ありがとうございました。

(松本総務大臣退室)

○市川会長 それでは、議事に先立ち御報告いたします。第3回総会以降、4名の委員の御異動がございましたので、新たに就任された委員を御紹介いたします。

まず、全国都道府県議会議長会会長で、富山県議会議長の山本徹委員でございます。

次に、全国市議会議長会会長で、兵庫県神戸市会議長の坊恭寿委員でございます。ウェブでの御出席となります。

続いて、全国町村会会長で、広島県坂町長の吉田隆行委員でございます。

最後に、全国町村議会議長会会長で、北海道厚真町議会議長の渡部孝樹様でございます。

それでは、議事に入らせていただきますが、総会の開催に先立ち、運営委員会が行われましたので、その結果につきまして、大山運営委員長から報告をお願いいたします。

○大山運営委員長 先ほど運営委員会を開きまして、本日の総会の運営等について御相談をいたしました。その結果、本日の総会におきましては、「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申案」について御審議いただくことと決定いたしました。どうぞよろしくをお願いいたします。

○市川会長 ありがとうございました。

それでは、専門小委員会における審議状況について、山本委員長から御説明をお願いいたします。

○山本委員長 それでは御報告をいたします。冒頭の市川会長の御挨拶のとおり、社会全体のデジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から必要となる地方制度のあり方としてどのようなものが求められるか、専門小委員会において調査審議を進めてまいりました。

先月9日の第21回専門小委員会におきまして、「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申案」を取りまとめ、本日、同答申案を総会にお諮りすることとなった次第です。

それでは、専門小委員会で取りまとめた答申案につきまして、事務局より説明をお願いします。

○田中行政課長 事務局でございます。早速でございますが、資料に沿いまして、「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申案」につきまして御説明を申し上げます。

第1、基本的な認識でございます。

新型コロナウイルス感染症の国内感染が令和2年1月に初めて確認されて以来、4年が経過しようとしているということでございます。この感染症危機によります社会の急激な変化や、これに伴う対応は我が国においてこれまで指摘されてきたにもかかわらず、十分に対応できていなかった課題を顕在化させたのではないかとということでございます。この課題につきまして、以下3点の指摘をしております。

まず1つ目でございますが、我が国の対応に関しまして、デジタル技術を十分に活用できず、迅速で柔軟な取組を行うことができなかった。このことはデジタル敗戦ともいわれたとしております。その後、様々な形でデジタル技術の積極的な活用が進められるようになり、デジタル・トランスフォーメーションが社会全体で一層加速化しまして、行政サービスのあり方を大きく変えることが期待されるようになってきているということにしております。

次のパラグラフでございますが、新型コロナの感染拡大前から、我が国におきましては人口構造の深刻な変化、あるいはインフラの老朽化など、様々な内政上の課題にどう対応していくかということが重要な課題になっていたわけでございます。近年、想定を上回るペースで人口減少も出生率の減少も進んでいるところでございまして、地方公共団体におきましては、とりわけ専門人材の確保の難しさが指摘されるようになってきてございます。前回の第32次地方制度調査会におきましては、地方行政のあり方につきまして、地方公共団体が住民の暮らしを持続可能な形で支えていくために、組織や地域の枠を超えて多様な主体が連携し合うネットワーク型社会を構築していくことを提言しているところでありますが、しかしながら、新型コロナの感染拡大の影響もありまして、実際の取組は、いまだ道半ばであるということにしております。

3点目でございますが、大規模な災害、感染症のまん延などの国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応でございまして、この点につきましては西日本豪雨、令和元年の東日本台風など、近年、広域かつ甚大な風水害が頻発するようになってございます。また、東日本大震災、熊本地震のような大規模地震に見舞われましたほか、南海トラフとか首都直下地震などが高い確率で発生することが見込まれているということでございまして、こういうことから近年関係法令の改正を含めまして、国・地方が連携しまして対応するための備えが進められてきたわけでございます。また、感染症危機につきましても、平成21年の新型インフルエンザの世界的な流行を踏まえまして、平成24年には新型インフル特措法が制定されたわけでございます。しかしながら、今般の新型コロナによる感染症危機

に際しましては、従来の法制においては想定されていなかった事態が相次いだ。こうした事態に直面しまして、国と地方が連携しまして総力を挙げて取り組んできたわけですが、国と地方の間や地方相互間の役割分担や情報共有・コミュニケーションのあり方などをめぐって様々な課題も指摘されたのではないかと考えています。

このような認識の下、今後の地方行政のあり方に関しまして、以下の課題への対応が必要ではないかと考えて3点挙げさせていただきます。

第1に、DXの進展を踏まえた対応ということでございます。

第2に、地方公共団体関連の連携・協力及び公共私連携の深化ということでございます。

第3に、大規模な災害、感染症のまん延などの国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応ということでございます。

真ん中から下のパラグラフを御覧いただきまして、今後の地方行政のあり方に関しまして、対応が必要な上記の3つの点を通じまして、情報共有・コミュニケーションの重要性を指摘することができると思っております。この情報共有・コミュニケーションというのが、この3つの課題のいずれへの対応においても中核をなす要素であると思っております。

その上で、この3つの課題への対応に共通する点としまして、基礎自治体としての市町村、広域自治体としての都道府県、そして、国、それぞれの役割が十分に果たせるようにする観点が必要であると思っております。

第2のデジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応でございます。

1つ目の基本的な考え方ですが、まず、デジタル技術の性質について言及をした上で、地方公共団体における情報システムの利用の取組が進んできた経緯について説明しておりまして、その中におきまして、国が制度的な役割を果たすようになってきた経緯をここで記載させていただいているものでございます。

5ページ目の一番上のパラグラフの下の行から始めさせていただきますが、今後ともデジタル技術を適切に活用するために、国は制度的な対応を行ってきたという役割を適切に果たしていく必要があると思っております。デジタル化が進進しても地方自治の重要性は変わらないわけですが、その上で、デジタル技術の可能性を最大限に生かしていくためには広域、または全国的な規模で地方公共団体の間で事務の共通性の高い分野についてのインフラとかアプリを整備していくことが必要になる。地方公共団体が多様な取組とか試行的な施策の展開を積極的に行えるように、国は制度面、財政面を含めて積極的に地方公共団体を下支えすることが重要であると思っております。

2に行ってくださいまして、DXによる地方公共団体の業務改革でございます。

(1) が行政と住民の接点（フロントヤード）のデジタル化でございます。現在、自治体DX推進計画などの取組によりまして、自治体の手続のオンライン化が推進されており、あるいはマイナンバーカードの普及が進んでいくなど、オンライン手続の環境が整備されていく状況でございます。行政資源が制約されていく中で、多くの自治体におきまして行

政手続における住民との接点につきまして、行かない、迷わない、待たない、書かない、こういったこと目的としました窓口業務改革に取り組まれているという状況でございます。

2つ下のパラグラフに行っていただきまして、このようなフロントヤード化の手続のデジタル化につきましては、広範な業務改善にもつなげていく必要があるということでありまして、この業務改善によって生まれた人的リソースを政策の企画立案とか、きめ細やかな配慮を要する住民への相談業務などにシフトをしていく必要があるのではないかということを指摘しているものでございます。

マイナンバーカードを活用して住民目線に合った公共サービスを提供していくことが求められるということ、それから、自治体ごとに異なります申請書様式から生じる事務負担を考慮しまして、国が必要な標準化・共通化を図るなどの施策や支援を行うことが重要であるということについて指摘をしております。

(2)で内部事務のバックヤードのデジタル化であります、現在、標準化法に基づきまして標準化対象の20業務につきまして、標準準拠システムに移行できるような取組が進められているところでございます。中段のところでございますが、この点につきまして、国は地方公共団体が移行作業に注力できる環境を整える必要があるということでありまして、具体的には国が必要な財政支援を行うことによりまして、着実に移行を進めていくことが必要であるとしております。

(3)に行っていただきまして、フロントヤード・バックヤードのデジタル化の一体的な取組でございます。自治体DXを総合的に推進することによりまして、住民サービスの高度化、人員配置の最適化を実現するという視点が重要であるとしておりまして、そのために様々な取組があるわけでございます。その中でも、ここでは地方税共同機構が運営します地方税ポータルシステム(eLTAx)が、地方税の電子申告申請や電子納付に活用されている全国共通の基盤でございますが、地方での納付にとどまらずに、制度上、地方公共団体の判断によりまして、地方税以外の公金の納付も含めまして幅広くeLTAxを活用できるようにするべきであるとしてございます。

(4)でデジタル技術を活用した意思形成と住民の参画ということでございまして、このようなフロントヤード・バックヤードのデジタル化を通じまして、より多くのデータを利活用、分析することが可能になりまして、より効果的・効率的に自治体の意思形成につなげていくことも可能になるという点を指摘してございます。

また、この項目の中段のところでございますが、こういったデータの活用については、住民自治の根幹を成します議会の多様な人材の参画や住民に開かれた議会の実現にも資することが期待されるとしてございます。

3つ目でございます、国・地方におけますデジタル化の共通基盤・共通機能であります。3つ目のパラグラフのところでございますが、広域の単位から国・地方全体まで様々な規模での最適化が求められるわけですが、全国的な共通基盤・共通機能につきましては地方の創意工夫を生かしつつ、国が制度面・財政面を含めて積極的に役割を果たすこ

とが必要であるとしているものがございます。

4の地方公共団体におけます情報セキュリティとデジタル人材であります。デジタル技術の進展に伴いましてサイバー攻撃などの情報セキュリティに関するリスクが増大しているというところでございます。下から2つ目のパラグラフに行っていただきまして、自治体もネットワークを通じた相互接続がどんどん進んでいくということに伴いまして、安全性や信頼性に影響を与える蓋然性が高くなるということが想定されるという状況を踏まえまして、地方公共団体が講ずべき情報セキュリティ対策についての指針を国が示すとともに、地方公共団体に対しまして方針の策定義務とか、措置の実施義務を課すこととすべきであるとしてございます。

(2)でデジタル人材の確保・育成でありまして、日本全体で官民間問わずデジタル人材が不足しているという状況で、全国でどこであっても効果的・効率的にデジタル人材を確保・育成することが必要であるということでありまして、この点につきまして国において指針を策定しまして、職員の育成や外部人材の確保、都道府県や指定都市などによります一般市町村の支援などを促進することとすべきであるとしてございます。

第3に入ります。地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私との連携であります。

1の地方公共団体相互間の連携・協力であります。 (1)におきまして、資源制約に対応していくための連携・協力の取組を深化していく必要性について、この項目においては言及しております。

上から2番目のパラグラフでございますが、合意形成が容易ではない課題にも積極的に対応して取組の内容を深めていく、深化させていくためには連携する市町村において、それぞれの意見を十分に踏まえた丁寧な合意形成を行うことが重要であるということについて言及しているものがございます。

(2)で公共施設の集約化・共同利用であります。施設・インフラの老朽化ということが課題になる中にありまして、公共施設の集約化とか共同利用というものに地域を越えて取り組む場合の利害調整、これが特に困難を伴うということもありまして、広域での集約化・共同化の取組は十分に進んでないと考えられるとしてございます。このため、市町村間の広域連携におきましては円滑な合意形成に向けた取組を通じまして、各市町村がこういった取組に積極的に取り組むことが期待されるとしているものがございます。

また、この点に関しまして、都道府県には市町村間での合意形成が円滑に進むように適切な助言、調整、支援を行うことが期待されるということ。それから、国としましても環境整備について適切な支援をしていくことが期待されるとしてございます。

(3)が専門人材の確保・育成であります。中段のところになりますが、地方公共団体におきましては、必要な専門人材を自ら確保・育成していく努力に加えまして、他の地方公共団体と連携をして確保・育成に取り組む視点が今後一層重要になるとしてございます。都道府県などが専門人材を確保しまして市町村支援を行う現行制度がいくつか用意されているわけですが、下から2番目のパラグラフになりますが、このような既存の制度

のみでは専門人材の不足に十分対応できないという市町村側の懸念とか、ますます複雑化・多様化する課題に対応できるようなスキルを有する人材の確保・育成のニーズも踏まえて国は支援策を検討する必要があるとしてございます。

(4)が「地域の未来予測」の作成及び「目指す未来像」の議論であります。この点につきましては中段のところからスタートさせていただきますが、第3 2次地方制度調査会の答申におきまして、「地域の未来予測」に基づきまして、地域において議論を重ねていくことを提言しているものでございますが、現時点において、その作成事例は少数にとどまっているということでございますが、例えば国の取組としまして、作成手順や作成によって得られる効果を分かりやすく周知するといった方法によりまして、国は市町村の主体的な取組をより積極的に支援していくことが必要であるとしてございます。

2の公共私連携であります。地域における共助の仕組みを支える主体間の連携でございます。これまで主に行政が担ってきた様々な機能につきまして、地域社会の様々な主体、コミュニティ組織とかNPOとか企業とか、そういった主体が連携・協働しまして、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層主体的に関わっていく環境を整備していくことが必要であるとしてございます。

地域の課題を共有して解決するために、多様な主体が参画するようなプラットフォームを市町村が構築しまして、その活動を下支えすることによって、人々が快適に安心な暮らしを営むことができる地域社会を形成する取組は、今後重要性を増していくと考えられるとしてございます。

このページの下から2番目のパラグラフであります。実際、市町村においては一定の要件を満たした団体を条例に位置付けまして、意見具申などを通じて団体の意見を市町村の政策決定に反映させることとか、市町村から団体に対して必要な支援を行うことなどを明確化する取組が見られる。この点につきまして、法律上も市町村の判断によりまして、その位置付けを明確にすることができるような選択肢を用意して、活動環境を整備することが考えられるとしてございます。

(2)の地域コミュニティ活動の持続可能性向上であります。2つ目のパラグラフからありますが、自治会・町内会などにつきましては持続可能性の低下という指摘もございます。この点につきまして、例えば行政に協力する業務による負担感が強いという自治会・町内会もございますので、そういうところにつきましては地域の実情に応じた総合的な見直し、いわば棚卸しを行っていくことが求められるとしてございます。

第4で、大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響及ぼす事態への対応であります。

1、問題の所在であります。2つ目のパラグラフから、ここでは課題を3つ掲げさせていただきます。

1つ目は、国と地方公共団体の間の情報共有・コミュニケーションに関しまして、全国の感染状況の正確な把握・分析に必要な各地域の感染動向が地方公共団体から国に対して

迅速に提供されない局面があった。一方で、国から地方公共団体に大量に発出された通知が、現場対応に追われる保健所などの現場では対応できなかったなどの課題が指摘されてございます。

2つ目は、役割分担に関しまして、当時の感染症法の規定では想定されない事態に直面しまして、例えばダイヤモンドプリンセス号の船内で多数のコロナ患者が発生した際に都道府県の区域を越えた対応が必要になり、国が調整の役割を果たしたということ。また、同年春、患者数の大幅な増加に伴いまして保健所設置地区の単位では、病床の効率的な利用が困難になった際に、都道府県に入院調整本部が設けられたなど、感染症法の役割分担にかかわらず、事実上、国や都道府県が一定の役割を担わざるを得ない事態に至ったという点などについて指摘をしているものでございます。

17ページの中段でございますが、3つ目の課題としまして、地方公共団体におけます必要な職員の確保についてであります。必要な職員の確保について、地方公共団体相互間の求めに基づく応援では対応できずに、国が都道府県及び市町村の全国的な連合組織等とともに調整をして、広域的な応援を行う局面があったということでございます。

以上、3つの課題を指摘した上で、個別法はこれまで発生した災害、感染症のまん延などの事態や、その対応に当たり生じた課題などを踏まえて、備えるべき事態を適切に想定し、必要な規定を設けており、その見直しも重ねられている。しかしながら、今般の新型コロナ対応や近年の自然災害の発生状況は、個別法において想定されていなかった事態が生じること、こうした事態であっても国と地方が連携し、総力を挙げて取り組む必要があることを改めて認識させるものであったとしております。

これらの課題を踏まえると、まず、個別法において備えるべき事態を適切に想定し、必要な規定が設けられ、これによって個別法及び地方自治法上の国などの権限が適切に行使されるようにする必要がある。その上で、国と地方公共団体の間及び地方公共団体相互間の関係に関する地方自治法の規定につきまして、地方分権一括法によって構築された一般ルールを尊重しつつ、大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態においては、国民の生命、身体、または財産の保護のため、国・地方を通じた的確かつ迅速な対応に万全を期す観点から所要の見直しを行う必要があるとしてございます。

また、このような規定については、このような事態を除いては現行の一般ルールに影響を及ぼさないように、特例としまして明確に区分をした上で設けられるべきであるとされております。

2の情報共有・コミュニケーションの課題と対応でございます。

(1)は現行制度でありますので(2)からであります。情報共有・コミュニケーションの柔軟化であります。情報共有・コミュニケーションの柔軟化の取組につきましては、今回の取組の中では地方公共団体の職員の国へのリエゾン派遣でありますとか、あるいは都道府県及び市町村の全国的な連合組織を通じたハイレベルな意見交換などの取組によりまして、双方向の迅速かつ正確なコミュニケーションを実現するための取組が行われたわ



けでありまして、こういった取組を参考にすべきであるとしてございます。

同時に、新型コロナ対応に際しましては、国が現行制度で認められている地方公共団体に対する技術的助言、勧告など以外にも、新型コロナに対する基本的な対応方針の検討とか、あるいはワクチン確保・配分や水際対策など、直接措置を講じる上で地方公共団体から必要な情報の提供を受け、また、地方公共団体との間で十分なコミュニケーションを図る必要が認識されたとしてございます。

19ページ、こういった認識のもとで、このような目的によりまして、国から地方公共団体に対しまして資料や意見の提出を求めることができるようにすべきであるとしてございます。また、加えまして、国から地方公共団体の通知であります。この点につきましては、その内容、発出の時期、方法などにつきまして、地方公共団体の自主性・自立性や事務処理上の必要性にも配慮した上で、また、処理基準、技術的助言、勧告、情報提供などの法的性格を適切に区分して明示するなど、工夫をするべきであるとされております。

3で役割分担の課題と対応でございまして。

(1)で個別法の規定では想定されていない事態における国の役割でございまして。

①は現行制度でありますので②の国の補充的な指示という項目を御覧いただければと思いますが、大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、国と地方公共団体は法令に基づき適切に役割分担して対応することが求められる。この点、国民の生命、身体、または財産の保護のための措置が必要であるにもかかわらず、個別法の規定では想定されていない事態が生じた場合には、国は地方公共団体に対し、個別法に基づく指示を行うことはできないほか、地方自治法上も地方公共団体の事務処理が違法等でなければ法的義務を生じさせる関与を行うことができず、個別法上も地方自治法上も十分に役割を果たすことができないという課題がある。

このような場合に、地方公共団体において国民の生命、身体、または財産の保護のために必要な措置が的確かつ迅速に実施されることを確保するために、地方自治法の規定を直接の根拠として必要な指示を行うことができるようにすべきであるとしてございまして、この点につきましては、様々な事態に迅速かつ柔軟に対応できるよう、国が市町村に対して指示を行う場合には都道府県を経由して行うほか、直接行うことも可能にすることが望ましいとされております。

指示を行う際の要件・手続につきましては、新型インフル特措法とか災害対策基本法などの危機管理法制において、国が指示を行う際の要件・手続を参考として、国、地方公共団体、それぞれの役割が適切に果たされるように設定する必要があるとしております。また、要件につきましては、大規模な災害、感染症のまん延などの国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、国民の生命、身体、または財産の保護のため、必要な措置の実施の確保が求められる場合とすることが適当である。これに加え、その事態が全国規模である場合や全国規模になる恐れがある場合、あるいは局所的であっても被害が甚大である場合などの事態の規模、対応などを勘案しまして、当該措置を的確かつ迅速に実施すること

が特に必要であると認められるときとするべきである。

また、指示は目的を達成するために必要な最小限度の範囲で、地方公共団体の自主性・自立性に配慮して行うようにしなければならないとしております。

手続に関しましては、まず、国と地方公共団体間で迅速で柔軟な情報共有・コミュニケーションが確保されるようにし、状況に応じて十分な協議・調整も行われるべきである。その上で、指示を行う場合には、閣議決定を経て行うものとするのが適当であるとしております。なお、国の補充的な指示が公示された場合においては、各府省においてどのような事態において、どのような国の役割が必要とされたのか、地方公共団体をはじめとする関係者の意見を聞いた上で適切に検証される必要がある。こうした検証が個別法の規定のあり方についての議論の契機とされることが期待されるとしてございます。

(2)で規模・能力に応じて市町村が処理する保健所事務などの事務を含めて調整を行う都道府県の役割でございます。

①は現行制度でございますので②の都道府県による事務の調整であります。大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態においては、国民の生命、身体、または財産の保護のため、様々な行政分野において市町村の区域を越えて生活圏・経済圏の一体性を考慮に入れた対応を行うことや、リソースを効率的に配分する必要があることがある。こうした場合に、都道府県が直接に処理する事務と規模・能力に応じて市町村が処理する事務との調整について課題が生じているということでございます。

こうした課題に関しましては、国が所要の調整を行うほか、都道府県において調整を行うことが考えられるということでございます。都道府県において当該都道府県が直接処理する事務と、規模・能力に応じて市町村が処理する事務との調整を図る必要があると国が認める場合、この場合におきましては国の指示に基づきまして、都道府県が当該調整のために必要な措置を講ずるものとすべきであるということでもあります。この措置を国が講じるのか、国の指示によりまして都道府県が講じるのかというのは適切に判断される必要があって、地域の実情に応じた調整が必要である場合には、国の指示に基づき都道府県が措置を講じる。人口や都市機能が高度に集中する大都市等の事務を含めて全国的な視点に立った調整が必要である場合には、国が自ら措置を講じるなどの対応が考えられるとしてございます。

(3)で大都市圏における都道府県の区域を越える調整でございます。この点につきましては、東京圏、関西圏を挙げながら、圏域として一体的な対応を行うことが求められる場合があるということについて説明をしております。いくつかの枠組みをお示ししながら、圏域として対応を行う可能性について提言をさせていただいている項目でございます。

4番目で必要な職員の確保の課題と対応でございます。下から2番目のパラグラフであります。西日本豪雨でありますとか、令和元年の東日本台風などの大規模災害が発生した際に、国が都道府県及び市町村の全国的な連合組織とともに、地方公共団体間の応援や職員派遣の調整を行っております。また、新型コロナ対応に際しましても、感染が拡大し

ている地域への応援について、地方公共団体間の調整では必要な職員が確保できない恐れがあることから、国が都道府県及び市町村の全国的な連合組織とともに、全国規模で地方公共団体からの応援の調整を行ったとしてございます。

これを踏まえまして、地方公共団体が個々に調整をすることが困難であり、国民の生命、身体、また、財産の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするために必要があると認める場合には、国が地方公共団体の応援や職員の派遣の調整の役割を担うことを明確にするべきであるとしてございます。

結びでございます。

結びの第1パラグラフは、この調査会におきまして議論を行ってきた経緯について言及してございます。その次のパラグラフではポストコロナの経済社会について言及しまして、その次のパラグラフでは内政上の重大な課題について、地域の課題に総合的に対応する地方公共団体が果たすべき役割は大きいとしてございます。

そして、一番下のパラグラフであります。この答申の提言した内容について言及した上で、地方分権改革によって構築されてきた地方公共団体の自主性・自立性は、ポストコロナの時代においても我が国の経済社会の基盤である。これに加えてデジタル技術を活用した情報共有・コミュニケーションを充実させていくことを通じて、組織や地域の枠を超え、様々な主体が緊密に連携・協力し、役割を分担し合って、住民が快適で安心な暮らしを営んでいくことができるよう、新たな時代に即した住民本位の地方自治の姿を目指していかなければならないとしております。

本答申が提言した地方行政のあり方の課題への対応について、国・地方公共団体を通じて幅広く議論が行われ、適切な施策が実施されることを期待するとしております。

以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました答申案について、皆様から御意見・御質問を賜りたいと存じます。

まずは国会議員の委員の皆様からお願いできればと思います。御発言の順番については座席の順番により、あかま委員からお願いできればと存じます。お願いいたします。

○あかま委員 衆議院のあかまでございます。まず、この答申案の取りまとめに当たられた委員の先生方の御努力、また、御尽力に対して敬意を表したいと思っております。

その上で、何点かコメントをさせていただきたいと思っております。

先ほど来の中にもお話があったかもしれませんが、新型コロナウイルス感染症、初期のときに、いわゆるダイヤモンドプリンセス号の事案、私は神奈川県でありますので、あのときのいわゆる感染者、患者1号を神奈川県の相模原市で受けたのですけれども、あのときの横浜市、さらには隣接市町村の対応、また、あのときは厚労省が様々調整をして、隣県等々にもという話の中で、横浜市だけでは対応がなかなかできなかったという事案だったと思います。

もちろん、このことは横浜市の対応が不手際だったという話ではなくて、当然あの事案などというようなものは国の責任において対応すべき事案だったとも思っております。もちろん、そのことは国と地方がコミュニケーションを取りながら連携をしていくことで多くの問題が解決するのだろうと思っておりますけれども、最終的に責任が誰にあるのかということを法律上、明らかにしておく必要性はあるのだろうと思っております。法律上、他の自治体との調整、これは横浜市ですとすることはなかなかそぐわなかったらと思うしております。その意味では、国民の生命、また、財産等を守る最終的な責任は国にあるということを確認する地方制度の見直しが必要なだろうと思っております。

さはさりなんでも、そうした意見に対して、国会で個別法の改正を速やかに行えばいいのではないのかという意見もあり、一見そのように思われるかもしれませんがけれども、個別法の改正までの間、国民の生命を危険にさらすということが決して正しいようには思えないし、なかなか理解に苦しむところでもありますので、そうした事態にあつて、最終的な責任は国が負うのだということは明らかなのだろうと思っております。

この点は地方自治法において特例として、補充的な指示という規定を設けて、国の責任を明確化するべきだというこの答申案に賛成したいと思っております。

ただ、補充的な指示が行使される事態について、この答申案にあつては大規模な災害であるとか、感染症のまん延等々の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態としておりますけれども、その範囲が不明確ではないだろうかという懸念もございます。その意味では、事態の類型化、具体化、明確化をすべきだと考えます。

さらにコメントすれば、分権との関係でありますけれども、基本的に住民に近い自治体、身近な行政が幅広く行うという分権改革の成果、これは今後とも守っていかなくてはならないし、発展をさせていく必要があるのだろうと思っております。ただ、このことがイコール何でも自治体の責任にするということではないのだろうと思っております。もちろん地方でやれることは地方でやるという分権の基本的な考え方を当然とした上で、特殊な事態において、特例として国の役割、責任を明確化するというこの答申案は、私は妥当だと考えておりますし、この答申の中で触れているDXの議論についてもセキュリティ確保、この点にあつてはとりわけ法律で担保する必要があると思っておりますので、ここにおいて指針の策定と国の役割は重要になってくると思っております。

いずれにせよ、答申案、これは国民の生命等を守るために、国が果たす役割というもの、また、分権、双方にバランスよく配慮したものだと思っております。どちらかにあまり振れてもよろしくないと思っておりますので、この原案をおおむねよしとしながら、取りまとめをお願いしたいと思います。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、重徳委員、お願いいたします。

○重徳委員 重徳です。答申案のお取りまとめ、誠に疲れさまでございました。

かつて私も危機管理の仕事に携わったことがある人間としましては、何か起こったときに想定外だったというようなことをつくってはいけないという基本的な考え方については理解をいたします。その上で、地制調としてはこれで取りまとめていくということだと思いますが、一つは立法に当たっての課題が色々あるだろう、もう一つは手続面の担保にも課題があるだろうと、この2点について指摘したいと思います。

まず1つ目は、何を想定するかというそもそもの事象についてであります。基本的に有事か災害か感染症ぐらいしか想定されている事象はないのだとした場合に、この大規模な災害、感染症のまん延等というのは一体何を指すのかという想定が十分できていないのではないかと問題があります。11月7日に私は総務委員会において、この論点を取り上げさせていただきましたが、私からすれば、例えば宇宙戦争とか、日本では想定なかなかされないけれども、内乱とか、そういうことかなぐらいなのですが、そのときの総務省の答弁では、現在想定されていない事態を具体的に示すのはなかなか困難であるという御答弁でありました。まず、そういう大きな事象として想定されることは一体あるのか、ないのか、この辺りをはっきりしないといけないのだろう。

もう一つは、再三例示で上がっているダイヤモンドプリンセス号における広域移送などの各種調整において、ここが法律上機能しなかったという部分がある。ここは個別法の改正を含め、国会自体がもう1日で改正するのだというようなことを含めて、迅速な対応を立法府としても求められる部分なのではないか。こういった議論に答えられなければならないのではないかと思います。

そして、より根本的には、関係者の皆さんは重々御承知と思いますが、明治時代以来の中央集権的な国家から2000年に地方分権一括法というものができまして、具体的には国・地方の主従関係が対等な関係になり、機関委任事務が廃止され、法定受託事務、自治事務になったということであり、自治事務では原則、助言、勧告しか関与の方法はない、それから、何かあれば、国・地方の係争処理の制度もできた。この歴史的な分権改革に対して、今回の法改正に向けたこの地制調での答申をどう考えるかということだと思います。

具体的には、地方自治法の245条の3の第6項でしょうか、この指示については、国は国民の生命、身体、または財産の保護のため、緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要がある場合と、特に必要と認められる場合を除き、自治事務の処理に関し、地方公共団体が指示に従わなければならないこととするのしないようにしなければならない。要するに指示権というのは極めて抑制的でなければならない例外的なものなのだと明記されているわけです。

ここに対して、今回は先ほど申し上げました条文上の特に必要と認められる場合に相当する部分を具体的に書くということだと思いますが、ここを何でもあり、つまり、今の国民の生命、身体、または財産の保護のため云々ということに過不足なく当てはめるとしたら、一番広い取り方だと思うのですが、これは広すぎるからもうちょっと限定しろとなると、果たして全ての場合に対応できる法制になるのかどうかという一つのジレンマもある

のではないか。つまり、限定的にすればするほど適用場面が減り、広げれば広げるほど目いっぱい地方自治法の例外を目いっぱい成すような法制になってしまうという意味で、地方自治法の改正に当たって、果たしてきちんと書けるのかどうかということもやや心配なところがあります。こういうことも含めて法案提出の準備をされ、国会で審議されることを前提とした答申だと思いますので、今の段階で、この点を申し上げておきたいと思えます。

もう一つは手短にしますが、手続による担保が必要、すなわち歯止めが必要だという議論であります。地方自治法の基本原則への重大な例外でありますので、現時点での答申では閣議決定のみが担保となっているようではありますが、国会への事前、または最悪事後の報告、承認といったことも欠かせないのではないかと、あるいは国・地方の協議の場における議論も必要なのではないかと、こういった議論も当然出てくると思えます。

これも11月7日の総務委員会の御答弁では、調査会の専門小委員会で、その都度国会に対する報告を政府に義務づけることまでは機動性に欠けるのではないかとといった議論もされているという御紹介がありました。だけれども、ここは面倒くさがらずに丁寧にやっていくことも必要でありましょうし、当然事後であっても、それは検証に耐え得るような法の運用でなければならない。これは当然のことだと思いますので、こういった規定も、もし、法案を作成して提出するというのであれば、あるいは国会の審議に付するというのであれば、十分に考慮する必要があるのではないかと考えます。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、馬場委員、お願いいたします。

○馬場委員 馬場伸幸でございます。この答申案について、まず、山本委員長をはじめ、関係各位の皆様方大変な御尽力によって取りまとめがされたことに心から感謝申し上げます。

そしてまた、先ほど課長の方から内容・中身について御紹介をいただきましたが、中身についてはおおむね了とさせていただきたいと思えます。

その上で、私からは3点意見を申し上げさせていただきます。

1点目は地方分権の推進についてです。新たに国の役割を定める上で、地方分権の推進に水を差すことがあってはならないと考えています。個別法で想定していない事案において、国の役割・権限を明示することは大事ですが、あくまで緊急事態であることを前提に、その範囲、期間等を明確に定義しておくことが肝要と考えます。ちなみに私が所属をいたしております衆議院の憲法審査会の場合には、現在、緊急事態条項についての議論もなされております。私が所属をいたしております日本維新の会をはじめ、複数の政党会派でこの緊急事態について、緊急事態とは何ぞや、どういう事態を想定するのか、また、どういう権限を国に持たせるのか、そして、それをどういう形で認めていくのか、そういった中身を議論し、条文づくりも終えている状況であるということをお紹介だけさせていただきたい

と思います。

2点目ですが、標準準拠システムへの移行に関してです。令和7年度末までに移行を目指すと言われていますが、それまでに移行が困難としている地方自治体に対して、丁寧な対応を求めていきたいと思います。また、正当な理由による移行遅れについて、移行費用の補助金が適用外になるのではないかという懸念を持っている自治体が多数いらっしゃると思いますので、この点については柔軟な対応を求めたいと思います。共通基盤であるガバメントクラウドについても、自治体によってはかえってコストが上がるという例も出てきていると聞き及んでいます。デジタル庁を中心に対応の検討を行っているのですが、個別事例への対応のみではなく、全体の移行計画でコストメリットを得るための阻害要因がないかといった点からも検証を行っていただき、丁寧に進めていただきたいということを要望しておきます。

その上で、こうしたシステムの標準化において、マイナンバーの活用が大前提となります。マイナンバーカードを持っている人と持っていない人の両者に対応する前提でシステムを設計すれば、その分、システムは複雑化し、コストもかかります。一刻も早く義務化に舵を切るべきであるということ併せて申し上げておきます。

3点目は情報共有についてです。コロナ対応において、地方からの情報提供、国から地方への情報提供の両方で相当な混乱が起きたということは先ほど御紹介をいただきました。アメリカの仕組みも参考にしつつ、感染症の対応においては首都圏と関西圏に日本版CDCを整備することや、リエゾンオフィサーという渉外調整官の配置の検討を是非お願いしたいと思います。また、国が地方に資料の提出を求める局面の拡大の検討については、現場対応で多忙を極める各自治体の負担を極力軽減するという視点が何よりも重要であり、特にデジタル技術を十分に活用して、地方自治体の負担軽減を図っていただくようお願いを申し上げて、私の意見とさせていただきます。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、江島委員、お願いいたします。

○江島委員 私からも、小委員会の皆様にはこの取りまとめをいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

私もいくつか意見を述べさせていただきます。

まず、自治体のデジタル化でございます。私の前職は山口県下関の市長4期ほど務めておりまして、デジタル化というのは当時から大変大きな難しい問題でございました。90年代というのは、まだ自治体のホームページすらなかったような時代でありまして、最初に私がやりましたのはホームページをつくらうということでしたけれども、インターネットそのものを扱っている職員というのは非常に少数でありまして、何とか苦勞して取り組んだ覚えがあります。今の自治体のDX化というのは当時の比ではないぐらい、全ての業務でDX化に取り組まなければいけないわけでありまして、私が想像いたしますに、圧倒

的に自治体におけるデジタル人材の不足というものが起きていると思っております。

デジタル化に関しましては、共通基盤の構築等々も含めて、国、それから、都道府県がかなり主体的にリードしていかなければ、自治体全部に広がっていくというのは非常に厳しい状態ではないかなと推察いたします。

続きまして、いわゆる国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に対する対応であります。いわゆる大規模災害、あるいは感染症のまん延、こういう事態が起きたときは、国民の生命を守っていくというのは法律があるとかなしを抜いて最優先、最重点事項でなければいけないと思っております。当然のごとく国の責任は常に対応しなければいけないと考えます。コロナのときもそうだったのですけれども、関係法で想定をされている、されていないということ抜きにして、国の責務というものは当時強く叫ばれていました。今、1年半たちまして、コロナショックが少し薄れてきている感もありますけれども、当時のことを思い起こしますと、しっかりとこの辺の国・都道府県の責務というものは、決して地方分権の改革と相反するものではないと、私は両立をするものであろうと思っております。

下関市は保健所政令市でありました。当時、保健所がある市として、県とは別に行わなければいけない大変さというのを首長から聞いております。自治体の自主性というのは大変大事でありますけれども、自治体任せでこのような対応、コロナのような事例にそれぞれに対応させるというのは、また同じことが起きたときに厳しくなるのではないかと思っております。

それから、先ほど少し御意見もございましたが、現場を預かっている地方と国が色々な協議・調整をするべきである。あるいは指示行使権の妥当性を国会がチェックをすべきであるという御意見もあるのは承知しておりますけれども、緊急事態等というのはなかなか想定し得ない場合、本当に大至急で取り組まなければいけないケースがありますので、これは柔軟に迅速に対応できるようにすることが最も肝要ではないかと思っております。私も市長を務める中で何回か危機管理体制が構築されたこともありましたけれども、そのときに一々事前に法律上の協議とか、あるいは事後の国会報告、国会承認が法律で義務づけられるというようなことをするのは、私は反対をしたいと思っております。

今回のこの取りまとめに関しましては、専門小委員会の皆様が地方六団体の御意見も聞いていただきながら、適切に取りまとめいただきましたことに、本当に感謝を申し上げます。私の立場としては、是非修正なしで、原案どおりの取りまとめをお願いしたいと思います。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、岸委員、お願いいたします。

○岸委員 参議院議員の岸真紀子です。まずは専門小委員会での重なる議論に対して敬意を表します。

しかし、地方自治体の職員として長らく地域住民に密着しながら働いてきた私から見れ



ば、先ほど示された答申案には多くの懸念が含まれていると考えます。時間も限られていますので、最大の懸念である第4、大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応について意見を述べさせていただきます。

この部分は自治事務に対する一般法である地方自治法に指示権を創設することになると思われますが、これでは自治事務が自治体の自主的判断を尊重するという地方分権の性格を根本的に変えることになり、第1次分権改革の成果を失わせるものであり、反対であります。なぜなら、ダイヤモンドプリンセス号の事例から、国による地方への指示や要求が必要であるとしていますが、一方で、国が地方に対し、法律に基づかない要求をしたことによって、自治体も地域住民も大きな影響や混乱を生じた事例を忘れてはならないと感じております。2つ事例を挙げます。

2020年の2月27日、当時の政権が突然3月2日から全国の小中学校と高校、特別支援学校に臨時休校を要請する考えを表明したことがありました。いわゆる全国一斉学校休校です。あれはあくまでも要請であったものの、感染者が1人も出ていない自治体も国の休校要請に従い、どれだけ多くの子供の学びの機会や行き場をなくすことになったか検証したのでしょうか。学童保育や保育所は開所していたとしても、学校の教室よりも狭い空間での子供の預かりに現場が苦勞し、保護者も仕事を辞めざるを得ない事態を生んでいました。国民生活は大きく混乱したと言わざるを得ません。

一方で、島根県や松江市、出雲市は県内に1人も感染者がいなかったことから、国の要請には従わず休校しなかったため、子供の学びや行き場を守ることができました。国が誤った判断をしないと限らないという事例です。

もう一つ、災害を想定しているようですが、2016年熊本地震のとき、あれは4月14日に前震がありました。当時の総理大臣は、防災担当大臣に対して屋外に避難している人たちを屋内に避難するように指示を行いました。しかし、そのとき、益城町の体育館の副館長さんが、これは危険だと判断をして、政府から要請を受けても対応しませんでした。結果的に、その後、16日に本震が起きて、メインアリーナの天井パネルや照明などがほとんど落下をして甚大な被害を生んでいます。政府の要請どおり、もしもあのとき体育館に住民が避難していたとしたら、人的被害が起きています。自治体が自分たちで行動したからこそ、未然に防ぐことになりました。どうしても国が持つ情報というのは一部であり、地域住民を守るには限度があります。そのため、自治事務に対する指示権は個別法の根拠規定が必要であるという基本は変えるべきではありません。

こういった意見があったことを答申に記載することを要求いたしまして、私の意見とさせていただきます。

○市川会長 ありがとうございます。

続きまして、地方六団体の委員の皆様からお願いいたします。

それでは、全国知事会の平井委員から順番に御発言をお願いしたいと思います。

○平井委員 本日は、市川会長様、また、大山副会長、山本小委員長をはじめ、多くの先

生方の大変な御尽力によりまして、ここに答申を取りまとめていただきました。最終盤まで私ども六団体の方からそれぞれ申し上げていたこと、修文も含めて御対応いただきましたことに厚く感謝を申し上げたいと思います。

また、今日は大変お忙しい中にも関わりもせず、松本大臣にも御出席をいただきました。今、国会の先生方、あかま先生、重徳先生、馬場先生、また、江島参議院議員、岸参議院議員がおっしゃいましたけれども、これから法案に向けていくわけでありますが、是非総務省の方におかれても、この成文をこれからつくっていく、また、実行していくことを是非お願いしたいと思います。その際、地方の意見も聞く場をまた考えていただきたいと思います。

今日のポイントで、今、国会の方からも色々お話がございました。国の指示権というものでございます。今日は山本会長や立谷会長、また、吉田会長、また、渡部会長、坊会長、そして、私どもはこうして六団体で来ておりますが、今回色々成果があったと思っています。例えば途中経過になりましたけれども、議会の権能をしっかりと実現していただきました。長年の懸案がかなったところであります。

今日の焦点の国の指示権につきましては、正直、本来微妙な立場です。憲法の中に地方自治の章もあり、その使命、すなわち地方自治の本旨を高めていくことを私たちとしては求めるわけではございますが、今日も詳細な分析がありましたけれども、緊急な事態、命に関わることや、この国の存立も含めて非常に力技が必要になるとき、今回も感染症を経験しましたけれども、現場では正直なかなか話が前に進まないような混乱もあったことも事実でございます。悩ましい中で、このような国の指示権、一定の制限を考えていただいた上で、私ども都道府県の方でも飲み込むべきところがあるのかなというふうにも思います。

ただ、棒を飲むようなことであることは、是非御理解いただきたいと思います。そういう意味で必要最小限にさせていただくということを書いていただきましたが、そのことが重要でありますし、また、色々現場とコミュニケーションを取っていただいて、書いていただきましたが、十分に協議・調整をしていただく。そういうことで万やむを得ない、あるいは国の指示こそが、地方で例えばバラバラになったときにまとめる役に立つのだと、そういうときに発動していただく。こういうような運用面での深化も含めて、法案を書くに当たりまして、是非御配慮いただきたいと思います。

そういう意味で、知事会としては、この法案をまとめる際に、改めて私どもの考えを聞く機会も、この点に限ってはつくっていただくと、非常にありがたいと思っております。

デジタル化につきましては、国の役割を明記していただきまして、色々なシステムづくりや財政面も含めて書いていただきましたこと、本当に評価をしたいと思います。また、人材の育成ということも重要でありまして、これにも資源を割いていただきました。

ただ、今デジタル行財政改革をやろうとなつてまいりました。まだ積み残しの課題があると思っています。例えば地方自治法の中に月例の現金出納検査というのがあります。こ

これは監査委員の方で調べるわけでありますが、今どき、現金のつじつまが合うかどうかを毎月調べるというものであります。ただ、この規定があるので、実は指定金融機関の方では膨大な作業をして毎月打ち出しをする。その打ち出したものを私どもを経由しまして監査委員の事務局の方に届けるわけでありますが、正直誰も見ていません。ただ、仕事だけが膨大なのです。今どき、デジタル化の社会なので、オンラインで例えば会計検査をしようと思って監査委員が見ればいいような話であります。そうすると、こうしたことがばつと取れたりするわけです。

こういうことが実は色々ありまして、クレジットカードやP a y P a yだとかのそうした支払い手段、これも便法を尽くして今何とか認められるところもあるのですけれども、そのための手続などもあったりします。色々財務の規定等、まだ積み残しの課題もあるのではないかと、行財政改革を進めて、もっとスリムな行政が実現できるように、今後、また御検討を深めていただけるとありがたいと思います。

また、コミュニティの活性化などのお話もありました。ただ、地方の自治の担い手をしっかりつくっていくことなど、まだ積み残しのこともあろうかと思えます。是非これからもこの成果を引き継いで、次のステージに向けまして、地方六団体とも協議を深めていただけると大変ありがたいと思っております。ありがとうございました。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、山本委員、お願いいたします。

○山本委員 改めまして、全国都道府県議会議長会の山本です。よろしく申し上げます。

私どもも国の補足的な指示権に関わる問題については、意見を申し上げてきたところでございます。今ほどのお話でありましたとおり、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における指示権の付与の問題については慎重に取り扱われるべきものだと感じております。しかし、大事なものは非平時のみならず、平時にあっても政府と地方公共団体、あるいは議員も含めた色々な信頼関係の構築がとても大事だろうと思えますし、ふだんからの情報交換のあり方、そういうことについてもしっかりと丁寧に取り組んでいただいて、お互いの立場を尊重しながら非平時に対応できるような関係の構築こそ大切ではなからうかと思えます。制度的なことについては、しっかりやられればいいのかと思えますが、平時からの信頼関係の確保ということについて申し上げておきたいと思えます。

次に、デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応についてでございますけれども、私ども地方議会のデジタル化については実は大変苦しい思いをしております。今回の答申の中にも、例えばデータの活用等、DXを使って地方自治の根幹をなす存在である議会への多様な人材の参画や住民に開かれた議会の実現にも資することが期待されると書かれていますけれども、それが具体的に何なのか、どういう方法が考えられるのかということについては、全く示されていないように感じておりますし、このことについて議会で何か考えていこうと言われても、なかなか苦しいものがあると思っております。

色々なことが考えられるのだと思えますけれども、地方公共団体においても地方議会に

においてもDX化された姿というのをみんなが共有できることが大事だと思いますし、そうでないと、どうしてもペーパーレス化から始めようみたいな話になってしまうとよくないのではないかなということを感じるわけでございます。今回の答申の中にもその点を書いてあったと思いますけれども、あまりDXが大事だということを言って、それが目的化してしまうと、将来を見誤るのではないかと思いますので、もう少し国の方が前に出て、DXのあるべき姿を示していただけると大変ありがたいかなと思います。

もう一つ、公共私のあるき方でお話がありました。本年4月に通常国会で地方自治法が改正され、地方議会の役割を明確化していただきました。先ほど平井知事からお話があったとおりです。この調査会から岸田総理に提出していただいた答申を踏まえたものであって、大変ありがたいと思っております。特に私どもの立場、議会の立場についてしっかり規定をしていただいたことについて、まず、我々地方議会と地方議員がしっかりこれを受け止めていくこと、そして、議会は議決によって地方公共団体の重要な意思決定をしているのだということに住民の皆さんとも共有をしていくことがとても大切だろうと思っております。

11月に都道府県議会に共通する政策課題の意見交換を行う都道府県議会議員研究交流大会を開催いたしまして、主権者教育の推進をメインテーマにさせていただきました。三議長会でも歩調を合わせまして、地方自治法の改正を踏まえて主権者教育を国民運動として取り組んでいくことを決定いたしまして、教科書会社や学校の全国組織などに、法改正の内容について説明や情報提供を行ってまいったところでございます。今後は議会が行う出前講座、模擬議会のあり方について、先進事例などを取りまとめまして、情報を共有して地方議会の役割を分かりやすくまとめ、さらに主権者教育について進めてまいりたいと思っております。

これは議会が自分たちの町のことは自分たちで決めるのだという、当然のことを言うていくわけなのですけれども、これは大きな単位に限ったことではありません。町内会の中で、町内のことを町内会で決めるという意味が薄らいでいるので、自治会に対する参加意識が薄らいでいます。このことを主権者教育を通じてしっかり訴えてまいりたい、このことを申し上げておきたいと思っております。

また、全国都道府県議会議長会では7月の創立100周年宣言で、議会に多様な人材が参画しやすい環境整備を行っていくということを宣言いたしました。このことも踏まえまして、女性や若い正副議長などをメンバーとする「多様な人材が輝く議会のための懇談会」というものを設置して議論をスタートさせております。懇談会におきまして、これからの100年に向けて多様な人材が議会に参画するため、多様な人材の意見を議会に反映させていくため、どのような課題があって、何を行っていけばいいかということについて、しっかり意見を取りまとめて、年度内に報告を取りまとめてまいりたいと思っております。

私どももこのようにしっかり努力してまいりますので、こうした地方に関する理解が高まっていきますように、皆さんの御協力をよろしくお願い申し上げます、私の意見とさせて

いただきます。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、立谷委員、お願いいたします。

○立谷委員 全国市長会でございます。まず、この2年間、先生方が真摯に議論を重ねてこられましたことに敬意を表したいと思います。

その上で、市長会として、大きく2点お話しさせていただきたいと思います。

まず、デジタル・トランスフォーメーションです。今、馬場先生、江島先生からお話がありましたけれども、地方自治体として我々は若干戸惑っているところもあります。というのは、行政システムの標準化を市長会は提言してきました。法律が変わるたびにシステムを改修するのは大変だということがあってそうした提言をしてきたのですが、標準化するために、行政システムの構築そのものが大変だということになると、本末転倒なのです。

移行に至る時期の問題もありましょうし、財源の問題もありましょうし、柔軟にやっていただきたい。先ほど平井知事から話がありましたけれども、出納監査などはデジタル化と同時に事務を簡略化していかないといけないですし、変わっていかないといけないと思うのです。そのことも申し上げたいと思います。

次に、江島先生からお話がありましたデジタル人材の問題です。江島先生は我々市長会にとって大先輩でありますから、先生の時代はさぞかし大変だったろうと思うのですけれども、今、パソコンを使わないと仕事にならないような時代になっています。さらにこれが進んでいくに当たり、クラウド利用においてどうやってセキュリティを守っていくのか、どうやってうまく運用していくのか、それが大きな問題だと思うのです。デジタル人材の育成・確保は大きな問題でございますから、念頭に置いていただきたいと思います。

次に、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応についてです。私は東日本大震災を経験しました。その後、水害も経験しましたし、新型コロナウイルス感染症の経験もしてまいりました。そういう中で、今、馬場先生、江島先生、岸先生の方から大変意義深いお話をいただいたと思っています。我々地方自治体には実状に違いがあり、できるところ、できないところがあるわけですから、私は国の方で、どの段階でどのように支援するかというのは非常に大事なことだと思います。

なお、今、各市長に地方整備局の局長と携帯電話番号を交換するよう呼びかけているのです。東北の市長たちは全員交換できています。いざとなったらすぐにリエゾンを呼ぶように、災害時ホットラインの構築ができているのですが、そういうことができる人とできない人がいるのです。首長が対応できない場合には、国の支援が大事なのです。私は熊本地震の被災地を後に見に行きましたけれども、復興の進むところ、進まないところとありますから、国全体としての網掛け支援は必要だと思うのです。ただ、市長会として、このことについては慎重な意見もあるわけですから、先ほどの岸先生のお話がそうなのですけれども、これは限定的、なおかつ厳格なものではないといけない。デリケートなことにもなるわ

けです。そのことについて十分御配慮いただきたいということです。

次に、国と地方のコミュニケーションです。地方自治体間のコミュニケーションも大事で、例えば災害のとき、全国市長会は同県の中ですぐに応援を出せるように、また同地方ブロックの中ですぐ応援を出すシステムをつくっています。これを市長同士だけではなくて、地域全体のコミュニケーション、地域住民や、例えば私は福島県ですけれども、福島県の多くの企業・団体とのコミュニケーションも必要ではないかと考えています。

最後に、これは地方全体の課題なのですが、人口減少、東京一極集中に悩んでいます。例えば東北では仙台が一つの関所になるのですが、イメージとして言えば仙台から大型バスで東京に若い女性が行ってしまう。その結果、女性と男性の男女比が大きくなって、少子化につながっていくということなのです。これは色々な切り口があるかと思いますが、少子化、人口減少、地方はそういう問題に直面しておりますから、今後もさまざまな御議論を願いたい。

市長会からは以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、坊委員、お願いいたします。

○坊委員 全国市議会議長会会長を務めております神戸市会議長の坊でございます。

初めに、第33次地方制度調査会におかれては、地方議会のあり方について前倒しで調査審議と答申の取りまとめをしていただきまして、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化などを内容とする地方自治法の一部改正法案が本年4月に成立をいたしましたことにつきまして、重ねて正副会長、小委員長及び各委員の皆様には感謝を申し上げます。

それでは、このたびのポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申について2点コメントをいたします。

第1に、デジタル・トランスフォーメーションの進展や国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応に関して、先般のヒアリングにおいて、地域の自主性・自立性が後退していくのではないかと懸念を申し上げました。この点につきまして、本答申においては、地方分権改革によって構築されてきた地方公共団体の自主性・自立性は、ポストコロナの時代においても我が国の経済社会の基盤であるという力強い基本理念が明確に示されており、高く評価したいと思っております。

第2に、地方議会に関して、本答申においては、1、デジタル技術を活用した意思形成と住民の参画が、住民自治の根幹をなす存在である議会への多様な人材の参画や住民に開かれた議会の実現にも資するという指摘、また、2、地域の未来予測に当たり、議会には住民自治の根幹をなす存在として、地域における変化・課題を見通しながら、住民の共通理解を醸成していくことが期待されるという指摘がされています。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会の役割を踏まえた内容が盛り込まれていることに感謝を申し上げます。

最後に、若者や女性、会社員など多様な人材の地方議会への参画促進は三議長会にとっ

て大変な重要な課題であります。特に主権者教育は重要であると考えており、三議長会で、議員が主体となり主権者教育へ積極的に取り組んでいくことを決定いたしました。本日、神戸市会として、県立神戸甲北高校における主権者教育をモデル実施いたしまして、65名の議員のうち19名の議員が学校に赴き、全校生600名を対象に、議会の役割を知ってもらう、政治に関心を持ってもらうため、生徒との交流や意見交換を行ったところでございます。

次期調査会におきましても、労働法制の見直し等、立候補しやすい環境の整備や、本会議を含む地方議会のオンライン開催の拡充など、地方議会を取り巻く諸課題について、引き続き丁寧に調査審議を賜りますよう要望いたします。

以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 全国町村会長、広島県坂町長の吉田でございます。

まず、市川会長、大山副会長、山本委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、大変熱心に議論を重ねられ、答申案を取りまとめられたことに敬意を表す次第でございます。

それでは、重要な事項につきまして意見を申し上げます。

初めに、デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応についてでございます。デジタル化により、利便性の向上や合理化などが期待できる部分は多々あります。しかしながら、標準準拠システムへの円滑な移行に支障が生じている町村もあるように、デジタル化は簡単に進むものではなく、特に導入する段階においては時間と人材、お金が必要でございます。答申案では国の積極的な支援の必要性に言及されておりますが、人的・財政的に厳しい町村の実情を考慮し、現場の不安や懸念を解消するような取組をお願いいたします。

また、この地制調の場ではありませんが、デジタル化によって合理化が進めば、人員や人件費を削減することができるという乱暴な議論も聞こえてきております。答申案にありますように、デジタル化による業務改善によって生まれた人的リソースは複雑化・多様化する行政需要に対して、人にしかできないきめ細やかな対応をするための業務に充てていく必要がございます。決してデジタル化イコール人員削減とはならないということをこの場で確認しておきたいと思っております。

次に、地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私との連携についてでございます。連携・協力関係の取組につきましては、地域の実情に応じ、多様な手法の中から最も適したものを自ら選択できる環境が整えられており、各自治体が必要に応じて自ら判断し、連携・協力先の自治体との信頼関係のもとで進めていくものでございます。決して国からの押し付けや誘導によるものとならないよう、強く要望しておきたいと思っております。

「地域の未来予測」につきましては、既にそれぞれの自治体が総合計画等で目指すべき将来像を描き、住民と共有をいたしております。国からの計画策定等を一律に義務づける

この見直しが図られている中、「地域の未来予測」の作成を無理強いすることがあってはなりません。地域が消滅してしまうのではないかという危機感や不安感だけをいたずらにあおるのではなく、人口減少を前向きに捉え、厳しい状況であっても地域の価値や魅力、幸福度を高めるように努めていくことが未来予測に必要な視点であると考えております。

最後に、大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重要な影響を及ぼす事態への対応についてでございます。非常事態への対応は原則として個別法、またはその改正等によって行われるべきでございます。地方自治法に個別法の想定外の事態に備えたルールを規定するのであれば、国と地方の関係は対等、協力の関係にあることを重く受け止め、あくまでも補充的なものとし、その範囲も限定すべきであることを強調しておきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、渡部委員、お願いたします。

○渡部委員 全国町村議会議長会会長で北海道厚真町議会議長の渡部孝樹であります。

最初にこの2年間、市川会長、大山副会長、そして、山本委員長をはじめとする先生方には、答申案を取りまとめいただきましたこと、心から敬意を申し上げるところであります。

それでは、本日の議題の答申案につきまして意見を申し上げます。

第1に、DXの進展を踏まえた対応についてでありますけれども、地方行政のデジタル化は必要不可欠であります。また、地方議会においてもデジタル技術を活用し、地域の複雑化・多様化する民意の集約と政策への反映を図ることによって、住民自治の根幹をなす地方議会の役割を果たしていくことは重要と考えております。

一方で、自主財源が乏しく、条件不利地域を抱える町村においては、デジタル化に係る基盤整備、また、人材の確保・育成は喫緊な課題であることから、これらの取組に対する国の総合的な支援の拡充、そして、継続が必要であると考えております。

第2に、公共私連携についてであります。町村における地域社会を取り巻く環境は少子高齢化や人口流出等により、今後ますます厳しくなることが見込まれます。こうした環境変化による課題に対応するためには、答申案のとおり、地域社会の多様な主体が連携・協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として主体的に関わる環境整備が重要と考えております。地方議会においても多様な民意を集約して、地域社会の課題やあり方を議論し、住民の共通理解を醸成する役割を果たしていきたいと考えております。

第3に、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応について申し上げます。国の地方公共団体に対する指示権行使の際は、答申案のとおり、閣議決定を経て行うなど、慎重な手続に基づくことが重要と考えております。また、都道府県による市町村の事務調整、自治体間の応援や職員派遣の調整に係る国の役割の明確化などについても、地方公共団体の自主性・自立性を十分尊重した制度設計が必要であると考えております。いずれにせよ、このような事態に対応するために制度を構築することは、非常に大切なことであると考え



ております。

結びになります。本会では去る11月29日の全国大会において、町村議会に関する重点要望を決定いたしました。その中には主権者教育の推進、低額な議員報酬の改善、地方議会議員の厚生年金の加入など、政府・国会に対する要望を多く掲げております。私も町村議会は議員のなり手不足という大きな課題を抱えておりますが、本答申の提言も踏まえながら、多様な人材が参画する開かれた議会の実現に向け、一層邁進してまいりますので、御支援をお願いいたします。

以上であります。

○市川会長 どうもありがとうございました。

貴重な御意見をたくさんいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、色々と御懸念点、御質問等もありましたので、ただいまいただきました御意見につきまして、山本委員長から答申案の考え方、あるいは専門小委員会での議論等の補足説明をしていただきたいと思いますのでお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

時間も限られておりますので、絞ってお話をさせていただきたいと思っております。

とりわけ懸念が示されたのは補充的指示権の部分であったかと思っております。この点に関しましては、先ほど来の議論の中にごございましたように、地方公共団体の自主性・自立性を尊重するという地方分権改革の考え方を守っていかなくてはいけないということが一方にあります。

しかし、他方において、事態によっては一つの地方公共団体では対応が非常に難しく、国も対応に当たらなくては事態を克服できないということが考えられます。その間でどのような制度をつくっていくのか。先ほど来、委員の先生方からいただいた言葉を使えば、バランス、両立をどう図っていくか。そこには確かにジレンマがあり、また、非常に微妙な問題であるということです。まさにそういう意識で私たちは議論をしてきました。委員の先生方が難しいとお考えになっていると言われたことを、私たちも検討の中で感じました。

その上で、どのような結論を出したかという点が、主に19から20ページに書かれています。20ページについていくつかのことを申し上げます。

まず、20ページの中ほどの要件の部分でございます。ここに関しまして大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態、と挙げさせていただきました。国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が何か、さらに具体的に書けるかどうかの問題になりますけれども、なかなか難しいところがございます。事象は多様で複雑ですので、具体的に事象が起きないと、それがこの要件に該当するかという判断が難しいことがございます。

それから、予想できる事態ですと、それは今、個別法も改正して対応しておくべきだという話になります。そうではない事態を考えていますので、ますます具体的に書くこと

が難しくなります。個別法に今規定できるような事態であれば、それは個別法を改正して対応すればいいわけでして、そうではない事態に対してどう対応するのかを考えたということです。そのような悩みを持って、このような要件を書きました。ということは、これは極めて限られた例外的な事態であると私たちは考えたということです。そのように御理解をいただきたいと思います。

それから、2番目でございますが、今の要件についての段落の最後にある、必要最小限の範囲でという部分です。これは先ほど平井知事からも御指摘がありました非常に重要な点です。地方自治法上は国の関与について必要最小の限度で地方公共団体の自主性・自立性に配慮して行うということが立法の指針として書かれています。指示権を発動する場合においても、こういった考え方を採らなくてはいけないという点が重要であることを強調しておきたいと思います。

次に、3番目の手続の問題でございます。まず、地方公共団体との間で迅速で柔軟な情報共有・コミュニケーションを確保することの重要性が私たちの議論の前提でした。地方公共団体にこそ情報があるというのは全くそのとおりです。したがって、地方公共団体から十分情報をいただいて、地方公共団体とコミュニケーションを取った上で、指示権の発動を考えるということです。

ただ、状況に応じてと書かれているとおり、特定の手続を必ず取るように言えるかという、それは難しいだろう。困難で多様な事態を想定して、ここでは議論をいたしましたので、具体的にこの主体とこの主体を参加させて、こういう手続を取るよにとすることは難しいだろうと考えて、こういう表現になっています。したがって、コミュニケーション・情報共有の重要性を私たちは十分意識しましたし、それをできるだけ取るという考え方に立っていますが、しかし、特定の手続を取らなくてはいけないとまでここで書くのは難しいと議論したということでございます。

もう一つ重要な点は、20ページの最後のな書きのところ、国会との関係でございます。筋として個別法で対応すべきというのは全くそのとおりですが、ただ、個別法で想定されていないような事態が起きたらどうするかを私たちは考えたということが一つございます。

それから、国会で事後的にでも承認、あるいは報告を取ることが必要ではないかという議論があるのですけれども、ある事態に直面して、それぞれ指示権が発動されたとき、その都度国会に報告する、あるいは国会の承認を求めるのは、機動性に欠けるところがあると考えたということです。

しかしながら、20ページの最後に書きましたように、指示権が発動された場合には必ず検証しなくてはいけない。どのタイミングになるかは事態によって色々だと思います。比較的早く収まる事態であれば、早く検証できると思いますし、検証が難しいような状況が続きますと、タイミングが遅れるかもしれません。しかし、いずれにしても、検証が必要です。

検証をすると、個別法を改正すべきかどうかという話に当然結びついていくだろうというところで、検証が個別法の規定のあり方についての議論の契機となることが期待されると、ここには書きました。十分な検証をして、その上で、国会で御議論をいただく、必要であれば、個別法の改正について議論いただくというプロセスが、ここで予定されているということです。

最後に、ここにはっきりと書かれていないことですが、先ほど具体的な事案の紹介等がございました。それについて申し上げますと、一つには、指示権を発動すると、途端に国と地方公共団体の関係が一方的になってしまうということではないと思います。指示権が発動され、地方公共団体がそれに対応するときにも、地方公共団体は、例えば新たなことを発見したり、十分知られていなかった条件が現場で発生したりということがあれば、当然国に対して、こうした事態、状況を示してコミュニケーションを取るようになります。情報共有とかコミュニケーションが、指示権が発動された場合においても、なお必要であることを、私たちは議論の前提にしてきたということが一つございます。

もう一つ、先ほど申しましたように、指示は必要最小限でなくてはいけないということ、改めて強調しておきたいと思います。それから、指示をすることによって、現場において瞬時に行わなくてはいけないような判断が妨げられるかということ、それはおそらくそうではありません。その意味でも、指示は一方的であって、指示をすると地方公共団体が判断する余地が全くなくなってしまうというものではありません。

あと、DXについて色々な御意見があったところでございますけれども、これには色々な見方があり、また、まさに今後、地方公共団体の皆様の意見を聞きながら、どのように進めていくかを考えていかななくてはならない。これからの丁寧な議論をしながら進めていく必要があると思っております。そのための出発点となるように、色々な問題等も含めて、この中に書いたということでございます。

とりあえず以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。

ただいまの山本委員長長の御説明も踏まえまして、ほかに委員の皆様から御質問、あるいは御意見等がありましたらいただきたいと思っております。

では、岸委員、お願いいたします。

○岸委員 山本委員長、ありがとうございます。大分丁寧な御説明をいただきました。

委員長がおっしゃったように、情報共有とコミュニケーションがあれば、おそらく指示は発動しないのではないかと考えております。だから、基本的には指示権まで拡大する必要はないのではないかなとは考えますが、仮に今後、地方自治法で、個別法で定める要件を広げることを検討するのであれば、先ほどから皆さんが言ったとおり、立法や事実に基づいて慎重に検討していただきたいということです。

また、その場合にも、緊急の必要性の要件は削除すべきではないこと、極めて限定的な要件とすべきであるということを重ねて意見をさせていただいて、取扱いについては会長

にお任せいたします。

○市川会長 ありがとうございます。

そのほか、何か御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

D X、公共私連携、そして、想定外の事態に対すること、非常に難しい問題で、これまで議論してまいりました。D X等につきましては不可欠なものですけれども、当然進めていく上での地域とのコミュニケーションも含めた段階的な手続は必要になると思います。従って、これが目的化するのではなくて、D Xは一つの道具としてどう使っていくかということを中心に議論を進めていただきたいと思います。

それから、公共私も含めた連携というのは、まさしくこれは地方自治の根幹にあるものだと思います。プラットフォームという話がありましたけれども、地域ごとに、多様なステークホルダーの皆さんが議論できる場を、国・地方を挙げてしっかりとつくり、支えていくということだと思います。

あと、一番議論になりました国民の安全、安心、それから、生命に関わる議題に関しまして、本当に皆様からいただきました御意見は我々も共有しているところでございます。ただ、最優先は国民の生命、安全をどう守るかという観点だと思いますので、そういう意味ではふだんからコミュニケーションを密にとり、例えば個別法でも足りないところはふだんからメンテナンスしていくということも進めた上で、本当に特別なときだけに、こういうことが起きるのだと思います。できれば起きないのが望ましいと思いますけれども、仮にそういうことが起きたとしても、国と地方が一体となって人々の安全と生命をどう守るか、その観点で議論すれば、道は開けてくると私は考えております。

本当に皆様より貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

本日御議論いただきました「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申案」につきましては、皆様の御意見をしっかりと拝聴した上で、本調査会として本案のとおり答申を取りまとめることにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り計らいたと思います。

もう時間も迫っておりますけれども、改めまして答申案を御了承いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の第4回総会が第33次地方制度調査会の最後の総会となりますので、一言皆様に御礼申し上げます。

委員の皆様には本当に熱心に御審議いただきましてありがとうございました。昨年1月14日に開催された第1回総会において、内閣総理大臣より諮問を受けて以来、約2年にわたり審議を進めてまいりましたが、皆様の御協力をもちまして、総理大臣の諮問に対し、本日のような形で答申を取りまとめることができました。

新型コロナの感染症危機がもたらした社会の急激な変化は、D Xの進展を踏まえた行政

サービスの変革や他の地方公共団体や地域の多様な主体と連携・協働していく取組の深化、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方の役割分担など、我が国がこれまで十分に対応できていなかった課題を顕在化させたわけです。

この答申は、このような課題に対応するための方策として、一定の方向性を示すことができたのではないかと考えております。本日取りまとめました答申は、後日、私から岸田内閣総理大臣にお渡しする予定でございます。政府におかれましては、この答申の趣旨を踏まえて、着実に実行に移されるよう、お願いしたいと考えております。

以上をもちまして、第4回総会を閉会いたします。

本日は、本当に熱心に御審議いただきましてありがとうございました。